

第 2 回自動車運送事業に係る安全対策検討委員会

自動車運送事業者の皆様に確認させて頂きたい事項

自動車運送事業においては、運行中の安全の確保が運転者に殆ど全て委ねられていること、また、道路上を自家用車、歩行者等と混在して走行するため、運転者に特に高い安全意識と能力が求められている等の特徴を有していることから、運行管理制度の下で、輸送の安全の確保を図ってまいりました。

しかしながら、近年、現行の安全対策の限界も見受けられることから、全ての自動車運送事業者に対し安全確保の責務を課し、安全マネジメントを新たに導入して、企業全体の安全意識の浸透を図ることとしており、これを機に自動車運送事業の有する固有の特徴に鑑み、運行管理制度の徹底を図ることとしております。

つきましては、皆様が日々取り組まれている運行管理制度を中心とする現在の安全対策における問題点を洗い出し、その改善を図り、自動車運送事業の安全性を向上させるため、以下の項目につきまして、幅広いご意見等を積極的に述べられるようお願いいたします。

なお、これまでの安全対策における課題等を例示した第 1 回当委員会で配布した「資料 6」を参考までに添付いたします。

《確 認 事 項》

1. 運行管理制度において課題と思われる事項は何か。
2. 運転者に関する安全対策において課題と思われる事項は何か。
3. 車両に関する安全対策において課題と思われる事項は何か。
4. 安全性確保のための施設について課題と思われる事項は何か。
5. 事業参入時及び事後チェックにおける指摘事項等について。
6. その他、現在の安全対策及び安全に係る規制や制度に関して課題と思われる事項等について。